

**「広報紙 KOBE・区民広報紙」
広告掲載業務
入札説明書**

神戸市市長室広報戦略部

入札説明書

「広報紙 KOBE・区民広報紙」広告掲載業務に関する一般競争入札については、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 件名

2024年度「広報紙 KOBE・区民広報紙」（以下「広報紙」という。）広告掲載業務

(2) 納入場所

市が指定する場所

(3) 契約期間

2024年4月1日から2025年3月31日まで

2 入札参加資格

本入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、(3)及び(4)の要件は、審査の申請の受付期間の最終日までに満たすことが必要であり、(3)の要件については、申請の受付期間の最終日から引き続き落札決定の日まで継続して満たしていること。

(1) 令和6・7年度神戸市物品供給・製造請負・その他請負入札参加資格を有すること。当該資格を有しない場合は、登記簿謄本（又は登記事項に関する全部事項証明書）、納税証明書を併せて提出すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者を除く。）でないこと。

(4) 本市が提示する仕様書に従って広報紙広告掲載の業務を行えること。

3 入札への参加申し込み

(1) 当該入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を提出し、本市の入札参加資格の審査を受けること。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 資本関係・人的関係調書（参加資格申請日現在におけるもの）

ウ 申請者の概要がわかる資料（会社案内等で可。様式不問）

エ 申請者が中小企業等共同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等共同組合の場合は、役員名簿及び組合員名簿

オ 会社の経営状態を証する資料（決算書等）

カ 必要な場合は第2項(1)の参加資格が満たされていることを証明する書類

(2) 申請者は、(1)に掲げる書類を、下記(3)に掲げる入札参加資格審査の申請受付期間内に神戸市市長室広報戦略部（以下「広報戦略部」という。）に電子メールで提出すること。

- (3) 入札への参加資格の審査の申請受付期間と提出先
公告の日の翌日から2024年2月15日(木)午後5時30分までに広報戦略部に提出。
- (4) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

4 仕様書等に関する質疑回答

- (1) 申請者は、質疑がある場合は、当該入札説明書に添付されている質問書にて、下記(2)に掲げる提出期限内必着で、電子メールで広報戦略部に提出すること。
- (2) (1)に掲げる書類の提出期限
2024年2月15日(木)午後5時30分まで
- (3) 回答は、第5項で提案への参加資格があると認定された者すべてに対し、電子メールで送付する。

5 入札への参加資格の審査及び通知

- (1) 入札への参加資格は、本市が提示する仕様書に従って業務を遅滞なく遂行できることを前提条件とし、提出された書類により審査する。結果は令和6年2月24日(金)以降に提案参加資格審査通知書により電子メールで通知する。
- (2) 入札への参加資格がないと認定された者には、その理由を付して通知する。
- (3) 入札への参加資格審査については、広報戦略部内で行う。

6 神戸市契約規則、神戸市物品売買契約約款、物品賃貸借契約約款及び神戸市製造その他請負契約約款の閲覧

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。)及び神戸市物品売買契約約款、物品賃貸借契約約款及び神戸市製造その他請負契約約款(昭和44年4月1日市長決定)は、神戸市行財政局財政部契約監理課で閲覧可。

7 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

2024年3月1日(金)午前9時50分(正午から午後1時までを除く。)までに広報戦略部に持参。(神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。)

8 開札の日時及び場所

日時 2024年3月1日(金)午前10時から
場所 神戸市役所1号館16階中会議室(予定)

9 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除する。

10 入札方法等

- (1) 開札には、出席すること。
- (2) 入札に当たっての交渉は行わない。
- (3) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 開札に当たっては、広報戦略部の事務職員が立ち会う。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- ① その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
 - ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

12 落札者の決定の方法

- (1) 落札者の決定は、令和6年度「広報紙」広告掲載業務一式の総額により行う。
- (2) 落札者の決定は、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最高額が予定価格に満たない場合は、入札を再度実施するものとする。なお、最高額が同額で入札のあった場合は、くじ引きにより決定するものとする。

13 契約等に係る事項

落札後、契約の締結にあたっては、契約書の作成を要し、その契約書は、神戸市委託契約約款により作成する。なお、令和6年度予算が成立しない場合は、落札者と契約を締結しないことがある。

14 手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨とする。

15 違約金、損害賠償等に関する措置

申請者が契約相手方となった場合において、神戸市委託契約約款第22条第1項、第3項及び第4項の各号に定める事由に該当した場合は、市長は同条の規定に基づき、申請者から違約金を徴収するほか、損害賠償を請求することがある。

16 入札に参加する者に必要な資格を有すると認定されていない者の参加

第2項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者も当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することができるが、当該入札に参加するためには、開札の日時までに入札に参加する者に必要な資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければならない。

17 入札に関する問い合わせ及び必要書類の提出先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（〒650-8570）

神戸市役所1号館16階

神戸市市長室広報戦略部 担当 大原・中島

TEL078-322-5013, Fax078-322-6007

E-mail : kouhoushi@office.city.kobe.lg.jp